平成30年　№19

○国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程

○国立大学法人東京学芸大学公印規則等の一部を改正する規則

○国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱細則の一部を改正する細則

○国立大学法人東京学芸大学収入金収納事務取扱要項の一部を改正する要項

○不用物品の売払等の取扱いの一部を改正する取扱い

○国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部を改正する要領

改正理由

事務組織の変更及び特定の業務の担当変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

事務組織の変更及び特定の業務の担当変更に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，関係審議機関には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年４月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成30年規程第14号

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第７号）
(2) 東京学芸大学教員養成開発連携センター規程（平成25年規程第22号）
(3) 東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程（平成27年規程第５号）

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年４月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成30年規則第23号

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第31号）

(2) 国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成30年４月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成30年細則第３号

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱細則（平成16年細則第14号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学収入金収納事務取扱要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成30年４月16日

国立大学法人東京学芸大学長
出　口　利　定

国立大学法人東京学芸大学収入金収納事務取扱要項等の一部を改正する要項

次に掲げる規則の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学収入金収納事務取扱要項（平成16年４月１日制定）
(2) 東京学芸大学次世代教育研究推進機構プロジェクトチーム要項（平成27年４月２日制定）

不用物品の売払等の取扱いの一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成30年４月16日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

不用物品の売払等の取扱いの一部を改正する取扱い

不用物品の売払等の取扱い（平成16年４月１日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成30年４月16日

国立大学法人東京学芸大学長
出　口　利　定

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部を改正する要領

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（平成28年３月17日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：特定の業務の担当変更に伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
〔省略〕

（保護担当者）
第５条　各部局等に，別表に定める個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。
２　〔省略〕

〔省略〕

別表（第５条第１項関係）
<table>
<tr><th>部　局　等</th><th>保　護　担　当　等</th></tr>
<tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td>教員養成開発連携センター</td><td><u>総務部担当課長（教育インキュベーション推進）</u></td></tr>
<tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
</table>
〔省略〕

<u>附　則</u>
<u>この規程は，平成30年４月16日から施行し，平成30年４月１日から適用する。</u>
</td><td>
〔省略〕

（保護担当者）
第５条　各部局等に，別表に定める個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。
２　〔省略〕

〔省略〕

別表（第５条第１項関係）
<table>
<tr><th>部　局　等</th><th>保　護　担　当　等</th></tr>
<tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td>教員養成開発連携センター</td><td><u>教育連携担当課長</u></td></tr>
<tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
</table>
〔省略〕
</td></tr>
</table>

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部改正について

改正理由：特定の業務の担当変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第１１条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 ⑴ センター長 ⑵ 部門長 ⑶ センターに所属する専任教員 ⑷ 事務局長 ⑸ 総務部担当課長（教育インキュベーション推進） ⑹ その他必要に応じて学長が委嘱する者　若干名 〔省略〕 （庶務） 第１７条　センターの庶務は，関係各部課の協力を得て総務部教育インキュベーション推進担当が処理する。 ２　〔省略〕 〔省略〕 附　則 この規程は，平成30年４月16日から施行し，平成30年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第１１条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 ⑴ センター長 ⑵ 部門長 ⑶ センターに所属する専任教員 ⑷ 事務局長 ⑸ 教育連携担当課長 ⑹ その他必要に応じて学長が委嘱する者　若干名 （見出し） （庶務） 第１７条　センターの庶務は，関係各部課の協力を得て総務部教育連携担当課が処理する。 ２　〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程の一部改正について

改正理由：特定の業務の担当変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （庶務） 第８条　機構の庶務は，関係部課等の協力を得て，総務部教育インキュベーション推進担当が処理する。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成30年４月16日から施行し，平成30年４月１日から適用する。	〔省略〕 （庶務） 第８条　機構の庶務は，関係部課等の協力を得て，総務部が処理する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：事務組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改正

〔省略〕

（公印の種類，公印管守責任者等）

第３条　公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は，別表に掲げるとおりとする。

２　前項に規定するもののほか，学長は，特別の用途に使用する公印を制定することができる。

〔省略〕

別表（第３条関係）

	種類	寸法（ミリメートル平方）	公印管守責任者	公印管守担当者
組織印	〔省略〕			
役職印	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
	留学生センター長	23	国際課長	短期留学係長
	国際教育センター長	23	国際課長	国際企画係長
	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕

〔省略〕

附　則

この規則は，平成30年４月16日から施行し，平成30年４月１日から適用する。

現行

〔省略〕

（公印の種類，公印管守責任者等）

第３条　公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は，別表に掲げるとおりとする。

２　前項に規定するもののほか，学長は，特別の用途に使用する公印を制定することができる。

〔省略〕

別表（第３条関係）

	種類	寸法（ミリメートル平方）	公印管守責任者	公印管守担当者
組織印	〔省略〕			
役職印	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
	留学生センター長	23	国際課長	国際教育係長
	国際教育センター長	23	国際課長	国際教育係長
	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：事務組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
〔省略〕

（会計機関の代理等）
第３条　〔省略〕
２　〔省略〕
３　会計規程第５条第６項に規定する会計機関の補助者及び補助者が処理する事務の範囲は，別表第３のとおり定める。
４　〔省略〕

〔省略〕

別表第３－１（第３条第３項）
出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲
<table>
<tr><th>部局名</th><th>補助者として指定する職位</th><th>補助者が処理する事務の範囲</th></tr>
<tr><td rowspan="3">財務課</td><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td>財務企画係長</td><td>予算差引簿の記帳</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr>
</table>
〔省略〕

別表第３－６（第３条第３項）
契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲
</td><td>
〔省略〕

（会計機関の代理等）
第３条　〔省略〕
２　〔省略〕
３　会計規程第５条第６項に規定する会計機関の補助者及び補助者が処理する事務の範囲は，別表第３のとおり定める。
４　〔省略〕

〔省略〕

別表第３－１（第３条第３項）
出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲
<table>
<tr><th>部局名</th><th>補助者として指定する職位</th><th>補助者が処理する事務の範囲</th></tr>
<tr><td rowspan="3">財務課</td><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td>財務企画第一係長</td><td>予算差引簿の記帳</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr>
</table>
〔省略〕

別表第３－６（第３条第３項）
契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲
</td></tr>
</table>

部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
〔省略〕		
財務課	〔省略〕	
	総務係長	共同研究及び受託研究の契約に関する書類作成
〔省略〕		

〔省略〕

附　則

この規則は，平成30年４月16日から施行し，平成30年４月１日から適用する。

部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
〔省略〕		
財務課	〔省略〕	
	財務企画第二係長	共同研究及び受託研究の契約に関する書類作成
〔省略〕		

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱細則の一部改正について

改正理由：事務組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
〔省略〕

（事前伺書）
第７条　補助者は，一般競争若しくは指名競争に付し，又は随意契約によろうとする場合には，あらかじめ事前伺書（別紙様式第２号）を作成し，契約担当役等の承認を得なければならない。
２・３　〔省略〕

〔省略〕

別紙様式第２号の１
一般・指名競争入札執行伺
<table>
<tr><td>決 裁 年 月 日</td><td>年　　月　　日</td><td>〔省略〕</td></tr>
<tr><td>事務局長　財務施設部長　財務課長　副課長
<u>財務企画係長</u></td><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr>
</table>
別紙様式第２号の２
随意契約にかかる事前伺
<table>
<tr><td>決 裁 年 月 日</td><td>年　　月　　日</td><td>〔省略〕</td></tr>
<tr><td>事務局長　財務施設部長　財務課長　副課長
<u>財務企画係長</u></td><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr>
</table>
〔省略〕

<u>附　則</u>
<u>この細則は，平成30年４月16日から施行し，平成30年４月１日から適用する。</u>
</td><td>
〔省略〕

（事前伺書）
第７条　補助者は，一般競争若しくは指名競争に付し，又は随意契約によろうとする場合には，あらかじめ事前伺書（別紙様式第２号）を作成し，契約担当役等の承認を得なければならない。
２・３　〔省略〕

〔省略〕

別紙様式第２号の１
一般・指名競争入札執行伺
<table>
<tr><td>決 裁 年 月 日</td><td>年　　月　　日</td><td>〔省略〕</td></tr>
<tr><td>事務局長　財務施設部長　財務課長　副課長
<u>財務企画第一係長</u></td><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr>
</table>
別紙様式第２号の２
随意契約にかかる事前伺
<table>
<tr><td>決 裁 年 月 日</td><td>年　　月　　日</td><td>〔省略〕</td></tr>
<tr><td>事務局長　財務施設部長　財務課長　副課長
<u>財務企画第一係長</u></td><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr>
</table>
〔省略〕
</td></tr>
</table>

国立大学法人東京学芸大学収入金収納事務取扱要項の一部改正について

改正理由：事務組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
〔省略〕

（収入金仕分集計表の作成）
第９条　収入役等は，毎月，収入金仕訳集計表（別紙第４号様式）を作成し，出納役を経て出納命令役に送付しなければならない。

〔省略〕

別紙第４号様式（第９条関係）

〔省略〕
<table>
<tr><td>出納命令役
財務施設部長</td><td>財務課長</td><td>財務課
副課長</td><td></td><td><u>財務企画
係長</u></td><td>決算係長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">〔省略〕</td></tr>
</table>
〔省略〕

<u>附　則</u>
<u>この要項は，平成30年４月16日から施行し，平成30年４月１日から適用する。</u>
</td><td>
〔省略〕

（収入金仕分集計表の作成）
第９条　収入役等は，毎月，収入金仕訳集計表（別紙第４号様式）を作成し，出納役を経て出納命令役に送付しなければならない。

〔省略〕

別紙第４号様式（第９条関係）

〔省略〕
<table>
<tr><td>出納命令役
財務施設部長</td><td>財務課長</td><td>財務課
副課長</td><td></td><td><u>財務企画第
一係長</u></td><td>決算係長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">〔省略〕</td></tr>
</table>
〔省略〕
</td></tr>
</table>

東京学芸大学次世代教育研究推進機構プロジェクトチーム要項の一部改正について

改正理由：特定の業務の担当変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （庶務） 第７条　プロジェクトチームの庶務は，関係部課等の協力を得て，総務部教育インキュベーション推進担当が処理する。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成30年４月16日から施行し，平成30年４月１日から適用する。	〔省略〕 （庶務） 第７条　プロジェクトチームの庶務は，関係部課等の協力を得て，プロジェクトを担当する課が処理する。 〔省略〕

不用物品の売払等の取扱いの一部改正について

改正理由：事務組織の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>

〔省略〕

1　不用物品売払伺

不用決定した物品を一般競争又は指名競争により売払いする場合は，不用物品売払伺（別紙様式第１号）に仕様書，予定価格調書，入札の公告案（指名競争にあっては，指名業者一覧表及び指名通知書案）その他関係書類を添付し，契約担当役の承認を得なければならない。

〔省略〕

別紙様式第１号

不　用　物　品　売　払　伺

<table>
<tr><td>決 裁 年 月 日</td><td>年　　月　　日</td><td>〔省略〕</td></tr>
<tr><td>契約担当役　財務施設部長　財務課長　副課長
財務企画係</td><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr>
</table>

〔省略〕

附　則

この取扱いは，平成30年４月16日から施行し，平成30年４月１日から適用する。

</td><td>

〔省略〕

1　不用物品売払伺

不用決定した物品を一般競争又は指名競争により売払いする場合は，不用物品売払伺（別紙様式第１号）に仕様書，予定価格調書，入札の公告案（指名競争にあっては，指名業者一覧表及び指名通知書案）その他関係書類を添付し，契約担当役の承認を得なければならない。

〔省略〕

別紙様式第１号

不　用　物　品　売　払　伺

<table>
<tr><td>決 裁 年 月 日</td><td>年　　月　　日</td><td>〔省略〕</td></tr>
<tr><td>契約担当役　財務施設部長　財務課長　副課長
財務企画第一係</td><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔省略〕</td></tr>
</table>

〔省略〕

</td></tr>
</table>

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部改正について

改正理由：特定の業務の担当変更に伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>
〔省略〕

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）
第４条　〔省略〕
２～４　〔省略〕
５　各部局等に，障害者差別解消の推進に関する監督者（以下「監督者」という。）を置き，別表に定める監督者をもって充てる。監督者は，監督責任者を補佐するとともに，次条に規定する責務を果たすものとする。

〔省略〕

別表
<table>
<tr><th>部　局　等</th><th>監　督　者</th></tr>
<tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td>教員養成開発連携センター</td><td>総務部担当課長（教育インキュベーション推進）</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
</table>
〔省略〕

附　則
この要領は，平成30年４月16日から施行し，平成30年４月１日から適用する。
</td><td>
〔省略〕

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）
第４条　〔省略〕
２～４　〔省略〕
５　各部局等に，障害者差別解消の推進に関する監督者（以下「監督者」という。）を置き，別表に定める監督者をもって充てる。監督者は，監督責任者を補佐するとともに，次条に規定する責務を果たすものとする。

〔省略〕

別表
<table>
<tr><th>部　局　等</th><th>監　督　者</th></tr>
<tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
<tr><td>教員養成開発連携センター</td><td>教育連携担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr>
</table>
〔省略〕
</td></tr>
</table>